

高等学校学習指導要領について



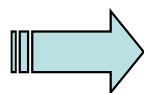
文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局教育課程課

「生きる力」を支える「確かな学力」

■ 「知識基盤社会」の時代において「生きる力」を育むという理念はますます重要

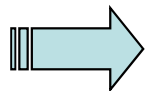


高等学校学習指導要領においても、教育基本法改正等を踏まえ、
「生きる力」の育成を目指す

特に学力については、次の重要な3つの要素を重視



- 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成
- 主体的に学習に取り組む態度の養成



このために、自分の考えを書く、説明する、議論するなどの
「言語活動」を積極的に導入

言語活動の充実についての学習指導要領の規定

高等学校学習指導要領 総則

第1款 教育課程編成の一般方針

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

5(1) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。

学力の重要な要素

～ポイント～

ポイント1★

各教科等の指導において、言語活動を充実すること

ポイント2★

思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、言語活動を充実すること

各教科等における言語活動の充実（高等学校）のイメージ



国語科：基本的な国語の力を定着させたり，言葉の美しさやリズムを体感させたりするとともに，発達の段階に応じて，記録，要約，説明，論述，討論といった言語活動を行う能力を培う（実生活で生きてはたらき，各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けさせる）。

言語活動の具体的な展開例 — 『言語活動の充実に関する指導事例集』

『言語活動の充実に関する指導事例集～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～』

小学校版・・・平成22年12月に完成

(文部科学省HPに掲載(※1), 冊子として出版)

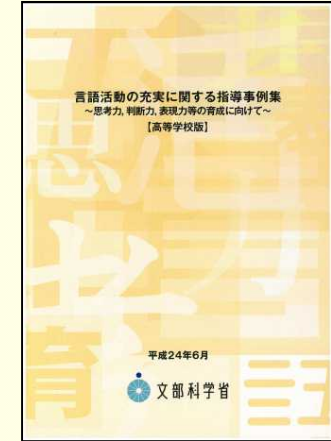
中学校版・・・平成23年5月に完成

(文部科学省HPに掲載(※1), 冊子として出版)

高等学校版・・・平成24年6月に完成

(文部科学省HPに掲載(※1), 冊子として出版)

(※1) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseiouen/1300990.htm



【高等学校における具体的な展開例】

- ・ 現代の社会生活で必要とされる実用的な文章を読んで内容を理解し、自分の考えをもって話し合う。
- ・ 文字、音声、画像などのメディアによって表現された情報を、課題に応じて取捨選択してまとめる。
- ・ 授業のまとめとして、その時間のポイントなどを説明させる。
- ・ 課題についての自分の考え方を板書し、どのようにすればよりよい考えや表現になるかを考える。
- ・ 適切な主題を設定し、資料を活用して探究し、考えを論述する。
- ・ 観察、実験などの結果を分析し解釈して自らの考えを導き出し、表現する。
- ・ 学習の成果を互いに伝え合ったり、助言し合ったりして、新たな追究に向かう。
- ・ 自己評価や相互評価を通して、自己の変容を確認する。 など

単位数について

- 標準単位数を踏まえ、各学校において、一定の要件の下、各教科・科目の単位数を増加させたり、減じたりすることができる。

【高等学校学習指導要領の関係規定】

- ・ 各学校においては、教育課程の編成に当たって、標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれらの単位数について適切に定める。(第2款の2)
- ・ 必修教科・科目は、特に必要がある場合には、「国語総合」については、3単位又は2単位とし、「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」については2単位とすることができ、その他の必修教科・科目についてはその単位数の一部を減じることができる。(第3款の1(1))
- ・ 総合的な学習の時間については、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる。(第3款の1(2))

学校設定教科・科目について

- 地域、学校及び生徒の実態等に応じ、各学校において、学習指導要領に示す教科・科目以外の教科・科目を設けることができる。

【高等学校学習指導要領の関係規定】

- ・ 学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、学習指導要領に示す教科・科目以外の教科・科目（以下「学校設定教科・科目」という。）を設けることができる。（第2款の4及び5）
- ・ 学校設定教科・科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標及びその水準の維持やその科目の属する教科の目標に基づき、各学校の定めるところによるものとする。（第2款の4及び5）
- ・ 卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。（第6款の2）

指導内容について

- 各学校において、学習指導要領に示していない事項を加えて指導したり、教科・科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、その内容を適切に選択して指導したりすることができる。

【高等学校学習指導要領の関係規定】

- ・ 学校においては、各教科・科目等の項目に示していない事項を加えて指導することができる。(第5款の2(1))
- ・ 学校においては、特に必要がある場合には、教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。
(第5款の2(4))
- ・ 各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。(第5款の2(2))

その他

○ 学校や生徒の実態等に応じて、各学校において、年間授業週数や週当たりの授業時数を定めることができる。

(標準…年間授業週数：35週、週当たりの授業時数：30単位時間)

【高等学校学習指導要領の関係規定】

- ・ 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間に行うことができる。(第4款の1)
- ・ 全日制の課程における週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる。(第4款の2)
- ・ 授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、10分程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。(第4款の7)

学校外における学修等の単位認定

| 制度 | 根拠規定 | 制度の概要 |
|------------------------------|--|--|
| ①海外留学に係る単位認定 | 学校教育法施行規則第93条 | 外国の高等学校への留学を許可された場合に、外国の高等学校における履修を自校における履修とみなし、単位の修得を認定できる制度(36単位まで) |
| ②学校間連携による単位認定 | 学校教育法施行規則第97条 | 他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数を自校の定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度 (②～⑤を合わせて36単位まで) |
| ③大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定 | 学校教育法施行規則第98条第1号 平成10年文部省告示第41号第1項 | 大学、高等専門学校若しくは専修学校における学修、大学、公民館その他の社会教育施設において開設する講座等における学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 (②～⑤を合わせて36単位まで) |
| ④技能審査の成果の単位認定 | 学校教育法施行規則第98条第2号 平成10年文部省告示第41号第2項 | 文部科学大臣が認定した技能審査など一定の要件を満たす知識及び技能の審査の成果に係る学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 (②～⑤を合わせて36単位まで) |
| ⑤ボランティア活動等の単位認定 | 学校教育法施行規則第98条第3号 平成10年文部省告示第41号第3項 | 学校外におけるボランティア活動、就業体験、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修で一定の要件を満たすものを自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 (②～⑤を合わせて36単位まで) |
| ⑥高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定 | 学校教育法施行規則第100条第1号 | 高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる制度 |
| ⑦別科の科目の単位認定 | 学校教育法施行規則第100条第2号 | 高等学校の別科において、高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 |
| ⑧定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定 | 学校教育法第55条 学校教育法施行令第32条～第39条 技能教育施設の指定等に関する規則 | 定時制又は通信制の課程の生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設において教育を受けているとき、当該施設における学習を自校における職業教科の一部の履修とみなすことのできる制度 (卒業に必要な単位数の2分の1以内) |
| ⑨定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定 | 高等学校通信教育規程第12条 | 通信制の課程の生徒が自校の定時制課程、他の高等学校の定時制課程、通信制課程において一部の科目の単位を修得したとき、又は定時制の課程の生徒が自校の通信制課程、他の高等学校の通信制課程において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数をそれぞれ自校の定めた通信制課程又は定時制課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度 |

平成25年度 重点課題

1 学習意欲の向上による基礎学力の習得

- (1) 学ぶ意欲を高め主体的な学びを引き出す授業研究の推進
- (2) 系列選択や進路志望に応じた継続的な指導の充実

2 思考力・判断力・表現力等、活用する能力の育成

- (1) 発展的な学習の充実（SPP講座やTOEFL教材の活用等）
- (2) 3年間を見通したキャリア教育や課題研究の実施

3 様々な連携協力による教育活動の充実及び実践研究の推進

- (1) 地元小中学校や大学等との連携による教育・研究の推進
- (2) 保護者や地域等との連携による多様な体験活動の実施

基本的な考え方

○ 活用する能力の育成について

各教科や領域において、課題解決的な学習や多様な言語活動等を、連携して計画的、継続的に繰り返し行うことによって、思考力や判断力、表現力等の知識や技能を活用する能力を、より効果的に育成する。

産業社会と人間
総合的な学習の時間 等

ペア・グループワーク、KJ法、レポート、小論文、ディベート、プレゼンテーション 等

公民科

家庭科

外国語科

数学科

理科

各教科・領域の
言語活動の基盤

国語科の実践

実社会で活用できる国語の能力（話す・聞く・書く及び読むこと）を身に付ける 11

国語

国語総合 I (1年)

Point

- 小論文において主題を効果的に伝える方法を学び、それを積極的に使って表現しようとする態度を育成
- 評論文を読解し、筆者の主張に対する自分の考えを効果的に表現する能力を養成

- グループワークを通して他者の考えを知ること、視野を広げ自らの考えを深めるよう展開を工夫



公民

現代社会(1年)

Point

- 現代社会の諸課題を自らの生活に即して考え、よりよく生きようとする態度を育成
- 多様な学習活動を通して幅広く情報を集め、相互に考えを深め、相手に正しく意見を伝える能力を養成

- グループワークやKJ法、クイズ形式やディベート、プレゼンテーションなど多様な活動を目的に応じ効果的に活用
- 家庭基礎との教科内容の関連に配慮

